



りんご王国

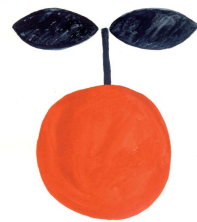
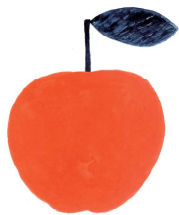
RINGO KINGDOM

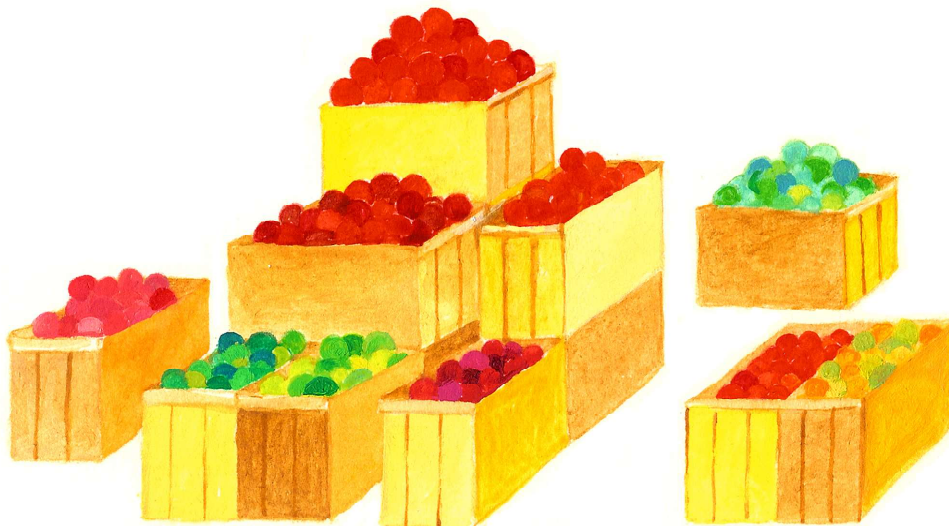
イラスト・ロゴマニュアル

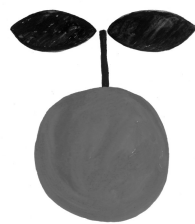
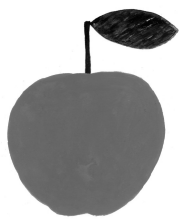
夢が感じられるイメージで

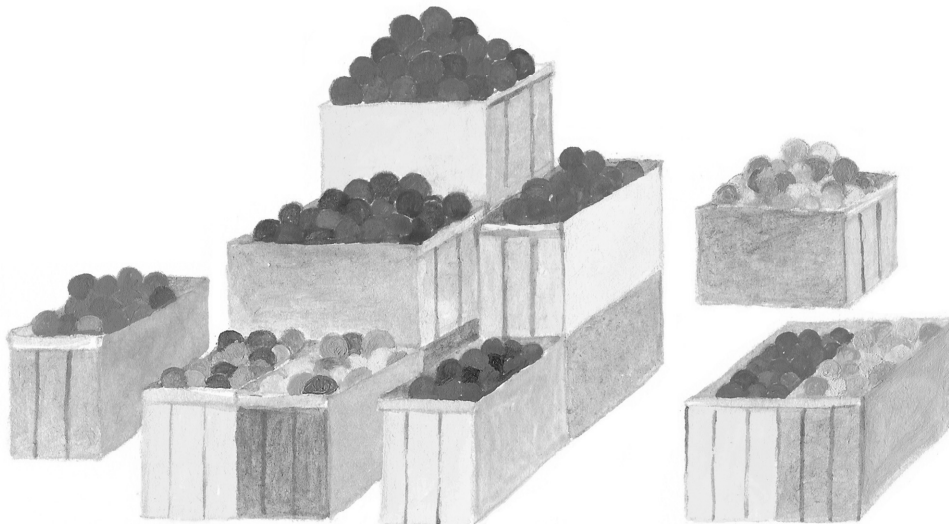
みんなから愛される元気なこどもが王さまの国「りんご王国」は、夢と笑顔が溢れるしあわせな王国。そんな王国を表す愛らしく遊び心があるイラストは「りんご王国弘前」出身の山内マスミさんが描いてくれました。ロゴもイラストに合わせたデザインにすることで、りんご王国が発信するさまざまな情報の発信元を常に明確にし、夢が感じられるイメージの浸透を図っています。

その効果を発揮するためには、一定のルールのもとにイラスト・ロゴを使用することが大切です。この『りんご王国イラスト・ロゴマニュアル』に沿ったイラスト・ロゴの使用で、りんご王国のオリジナリティを保ち、りんご王国の夢や楽しさを伝えられるようご協力をお願いいたします。













表示カラー		
CMYK	C10%+M100%+Y70%	M75%+Y20%
特色	DIC 285	DIC PART II 2465

りんご王国
RINGO KINGDOM

弘前は『りんご王国』
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM

弘前は
「りんご王国」
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM

表示カラー



グレースケール

K85%

K65%



りんご王国
RINGO KINGDOM



弘前は『りんご王国』
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM



弘前は
『りんご王国』
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM



弘前は
『りんご王国』
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM



りんご王国
RINGO KINGDOM



弘前は
『りんご王国』
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM



弘前は
『りんご王国』
HIROSAKI IS RINGO KINGDOM

弘前は『りんご王国』

HIROSAKI IS RINGO KINGDOM



弘前は『りんご王国』

HIROSAKI IS RINGO KINGDOM





◎指定色以外での使用



◎ふちどりで使用



◎変形(長体・平体・斜体)しての使用



◎書体を変更しての使用



◎視認しにくいパターン上での使用



◎視認しにくい背景色上での使用



◎視認しにくい背景写真上での使用



◎白フチを設けての使用



◎周辺にその他の図形を配置しての使用



◎一部を白ヌキにしての使用



◎キャラクターを変形しての使用



◎関係のないキャラクターとの組み合わせでの使用



◎他の図形を重ねて配置しての使用



◎髪の毛の部分に色を入れての使用



◎表情を変えての使用



◎一部分を切り抜いての使用



◎切り抜き・白抜きでの使用



◎可視可能な写真上での使用



◎可視可能なパターン上での使用



◎可視可能な背景色上での使用

上記以外のデザインでも、使用可能な場合がありますので、観光政策課にお問い合わせください。

りんご王国イラスト、ロゴ等使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、りんご王国推進会議が「りんご王国弘前」及び「弘前産りんご」を広くPRするために作成した「りんご王国イラスト、ロゴ等(以下、イラスト等)」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(イラスト等の使用対象)

第2条 イラスト等は、前条の目的のために使用するものとする。

(イラスト等の管理)

第3条 イラスト等は、弘前市(以下「市」という。)が管理する。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用の許諾)

第5条 イラスト等は、広く「りんご王国弘前」及び「弘前産りんご」の認知度向上と魅力発信に役立ててもらおうためのものであり、原則使用を許諾するものとする。

2 イラスト等の使用を希望する者は、別紙様式「りんご王国イラスト、ロゴ等使用報告書」を弘前市長(以下「市長」という。)へ提出のうえ使用する。

(使用の制限)

第6条 市長は、イラスト等の使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を差し止めることができる。

- (1) 「りんご王国弘前」及び「弘前産りんご」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 「りんご王国弘前」及び「弘前産りんご」の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) イラスト等が正しい使用方法(イラスト・ロゴマニュアル)に従って使用されていないと判断したとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、当機構が不適切と認めたとき。

(責任)

第7条 前条の規定により、イラスト等の使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 イラスト等の使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 イラスト等の使用により市が損害を受けた場合、市は使用者に損害請求を求めることができる。

附則

(施行期日) この規程は、平成30年4月1日から施行する。